

## 「行政文書の管理に関するガイドライン」を踏まえた 各行政機関における平成30年度「重要政策」の検討結果について

「行政文書の管理に関するガイドライン」第7において、「規則の別表第2の2(2)②について、各行政機関は、ガイドライン別表第2の2(2)①で示された特に重要な政策事項を踏まえつつ、その所掌事務の中から、国民的関心が極めて高い政策や、基本的制度を新設又は抜本的に変更するような政策を重要政策として選定するものとする。」とされています。

各行政機関が上記を踏まえ選定する「重要政策」については、ガイドラインで「規則の別表第2の2(2)②の重要政策については、各行政機関において定期的に検討の上、内閣府に報告するものとする。内閣府は、これを取りまとめ公表する。」とされているところ、各行政機関より報告された平成30年度における「重要政策」について以下のとおり取りまとめて公表します。

(参考)「行政文書の管理に関するガイドライン」別表第2の2(2)②

総括文書管理者は〇〇省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

### <平成30年度重要政策>

行政機関名	各行政機関が選定した重要政策
内閣官房	・国家安全保障会議 ・平成31年度以降に係る防衛計画の大綱の策定
内閣府	・天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律関係
公正取引委員会	・課徴金制度の見直し(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案)
警察庁	・平成31年道路交通法改正
個人情報保護委員会	・年次報告
金融庁	・検査・監督の見直し(「金融検査マニュアル」の廃止、各分野別方針の策定等)
消費者庁	・消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)の制定 ・食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97号)の制定
総務省	・第198回国会における地方税法等の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の提出
消防庁	・緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更
法務省	・再犯の防止等の推進に関する法律の施行を踏まえた地域再犯防止推進モデル事業(再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業)の推進
公安調査庁	・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)に基づく観察処分の実施
外務省	・日EU経済連携協定
財務省	・公文書管理の体制整備(公文書監理官の設置等)
文部科学省	・2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申までの審議会における文書)
厚生労働省	・働き方改革推進法の制定及び施行
農林水産省	・水産政策改革
経済産業省	・平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
国土交通省	・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
環境省	・気候変動適応法の制定及び施行
原子力規制委員会	・平成30年度原子力災害対策指針の改正
防衛省	・平成31年度以降に係る防衛計画の大綱(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)の策定 ・中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)の策定
防衛装備庁	・平成31年度以降に係る防衛計画の大綱(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)の策定 ・中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)の策定